

松山空港コンセッションに関する総合アドバイザー業務 公募型プロポーザル実施要領

この要領は、松山空港コンセッションに関する総合アドバイザー業務の公募型プロポーザルに参加しようとするもの（以下「提案者」という。）が留意すべき事項について定めたものであり、提案者は以下の事項を了知し、企画提案書を提出するものとする。

1 目的

本業務は、松山空港へのコンセッション方式の導入について検討を進めるため、県の検討事項の整理及び方向性のとりまとめ、松山空港ビル株式会社の事業価値評価、関係者調整、その他必要となるアドバイザー業務を総合的に行うことを目的とする。

2 業務の概要

- (1) 業務名 : 松山空港コンセッションに関する総合アドバイザー業務
- (2) 期 間 : 契約締結の日から令和8年3月31日（火）まで
- (3) 内 容 : 別紙業務仕様書のとおり
- (4) 提案限度額 : 25,000 千円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

3 企画提案の参加資格

次に掲げる条件すべてに該当すること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 企画提案書の受付期間中において、国または愛媛県から競争入札への指名停止を受けていないこと。
- (3) 国税及び都道府県税の滞納がない者であること。
- (4) 企画提案書の受付期間中において、会社更生法に基づく更生手続き開始の申し立て、民事再生法に基づく民事再生手続き開始の申し立て及び破産法に基づく破産手続き開始の申し立てがなされていないこと。
- (5) 銀行当座取引停止処分を受けていない者であること。
- (6) 役員等、又は経営に事実上参加し若しくは実質的に経営を支配している者が、愛媛県暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等でないこと。
- (7) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。
- (8) 令和7年度までに、国または地方公共団体等から請け負った本事業と同種の業務若しくは類似の業務を完了した実績があること。ただし、令和7年度、国土交通省から「松山空港における資産調査等総合アドバイザー業務等の請負」を受注している者でないこと。
- (9) 本業務に必要な公認会計士、税理士の有資格専門家を1名以上配置すること。
- (10) 共同企業体の場合は、いずれかの構成員を代表者とする。なお、代表者及び構成員は、他の共同企業体に参加し、又は単独で参加することはできない。また、代表者及び構成員は、上記(1)から(9)の要件を満たしていること。

4 スケジュール予定

- (1) 公募開始 : 令和 7 年 9 月 5 日 (金)
- (2) 参加申込書提出期限 : 令和 7 年 9 月 19 日 (金)
- (3) 企画提案書提出期限 : 令和 7 年 9 月 30 日 (火)

5 企画提案への参加及び辞退

企画提案への参加を希望する者は、参加申込書（様式 1）及び会社概要（任意様式）を提出すること。

(1) 提出方法

電子メール、持参又は郵送により「10 問い合わせ先・提出先」へ提出。

(2) 提出期限

令和 7 年 9 月 19 日 (金) 17 時 15 分まで (必着)

(3) その他

参加申込書を提出した後に参加を辞退する場合は、企画提案書提出期限までに、辞退届（様式 2）を提出。

6 企画提案書及び見積書の提出

(1) 提出物及び提出部数

- ア 企画提案提出書（様式 3） 1 部
 - イ 企画提案書（様式指定なし） 6 部（正本 1 部、副本 5 部）
 - ウ 見積書（様式指定なし） 6 部（正本 1 部、副本 5 部）
- ただし、企画提案書は 10 ページ以内とする。（表紙は除く）

(2) 企画提案書等の作成方法

ア 形式

原則として、A 4 判を基本とし、パワーポイントで作成すること。横書きで作成し、ページ番号を各ページ下に付すこと。

イ 提案書の表紙には、以下の内容を記載すること。

- ・宛名： 愛媛県知事
- ・標題： 松山空港コンセッションに関する総合アドバイザー業務
- ・提出年月日及び責任者、事務担当者の氏名・連絡先

ウ 内容

- ・仕様書に基づき、提案者のノウハウや考えられる支援内容等をできるだけ具体的に提案すること。
- ・担当者の経歴及び実績、業務内容並びに連携予定先を具体的に記載すること。
※貴社の実績も含む

エ 見積書

消費税及び地方消費税を含む金額とする。

(3) 提出期限及び提出先

- ・令和 7 年 9 月 30 日 (火) 17 時 15 分まで (必着)
- ・提出先は「10 問い合わせ先・提出先」まで持参又は郵送とする。併せて、メールでもデータ提出すること。

(4) 留意事項

- ア 企画提案書提出後の再提出及び差し替えは、原則として認めない。ただし、書類の不足・不備の補完、不明な内容の確認のほか、必要に応じ、追加資料の提出を指示する場合がある。
- イ 提出された企画提案書は、理由の如何を問わず返却しない。
- ウ 企画提案書の提出は、参加事業者 1 者につき 1 案のみとする。

7 委託先候補者の選定

- (1) 県が設置する審査会の委員が審査を行う。原則、プレゼンテーション（WEB）による審査を実施するが、4 者以上応募がある場合は、事前に書類審査を行い、審査を通過した者のみ、プレゼンテーションを実施する。
- (2) プレゼンテーションは提出した「企画提案書」に基づき行うものとし、新たな資料の提出や配布は認めない。実施日時やその他詳細は別途通知する。なお、プレゼンテーションの順番は、参加申込書の受付順とする。
- (3) 別表 1「審査基準」に定める審査項目に基づき審査を行い、事業者を選定する。
- (4) 審査内容については公表しない。審査結果についても異議申し立ては認めない。
- (5) 審査の結果は、全ての提案者に書面で通知する。

8 委託契約

- (1) 委託契約に当たっては、選定された企画提案内容を直ちに契約内容とするものではなく、委託者が委託先候補者と提案内容に沿って契約内容についての協議・調整を行った上で、双方が合意に至った場合に契約を締結する。その際、協議等の結果に基づき、企画提案内容の一部を変更する場合がある。
- (2) 別添「松山空港コンセッションに関する総合アドバイザー業務業務仕様書」は、当該業務の最低水準を示したものである。したがって、委託者と委託先候補者との協議等の結果に基づき、委託内容が追加又は修正される場合がある。
- (3) 委託先候補者が正当な理由なく契約を締結しないとき、又は協議が整わなかった場合は、その選定を取り消すとともに、次点となった者を委託先候補者とし、契約内容についての協議を行った上で、契約を締結する。
- (4) 別に定める契約書のほか、愛媛県会計規則の規定に準ずることとする。

9 その他

- (1) この企画提案書の作成及び提出に要する経費は、すべて提案者の負担とする。
- (2) 提出された書類は、委託先候補者選定作業のための必要最小限の範囲で複写することがある。

10 問い合わせ先・提出先

〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目 4 番地 2

愛媛県 観光スポーツ文化部 航空政策室 空港・国内航空振興グループ

T E L : 089-912-2252

F A X : 089-912-2489

メールアドレス : koukuuseisaku@pref.ehime.lg.jp (所属)

別表 1 審査基準

○審査基準

審査項目	内 容	配点
業務実績	国内の空港運営に関する国、自治体、空港会社等へのアドバイザー業務経験があるか。	5
業務理解度	仕様書（案）に記載された事項を踏まえ、業務内容、業務実施の背景（空港・地域特有の事項を含む）及び現時点で想定される課題とその論点について理解が高いか。	15
業務の実施方針	業務実施に当たっての基本方針、業務実施スケジュール、業務への取組体制（配置予定技術者の資格、業務実績を含む経歴を記載すること。）、特に重視する業務遂行上の配慮事項等を総合的に評価する。 ※本件業務の実施に当たっては、公認会計士、税理士の有資格専門家を関連性のある調査項目のスタッフとして配置するとともに、監督職員との連携を密にして取り組むものとする。	20
提案内容	提案内容について、的確性、実現性、専門性等（提案内容が論理的に裏付けられており説得力のある提案になっている等）を考慮して総合的に評価する。 企画提案内容の評価項目については以下のとおり。 ①コンセッション導入に向けたプロセスや役割分担の整理の提案 ②コンセッション導入可否の検討材料の整理の提案。 ③松山空港のターミナルビル事業の事業価値評価等に関する提案 ④関係者調整に係る総合支援に係る提案	60